

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「暮らし良し、倉吉」まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県倉吉市

3 地域再生計画の区域

鳥取県倉吉市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、昭和 30（1955）年の 59,078 人をピークに減少が続いたものの、昭和 50（1975）年から増加に転じ、昭和 60（1985）年には 57,306 人となり、その後は減少しつづけ、平成 27（2015）年は 49,044 人となった。住民基本台帳によると令和 3（2021）年 4 月末時点において 45,917 人になっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 22（2040）年には、38,795 人、令和 42（2060）年に 30,014 人になると推計されている。

年齢 3 区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14 歳）は、昭和 25（1950）年の 19,986 人をピークに減少し、昭和 45（1970）年から昭和 60（1985）年にかけて 12,678 人から 12,181 人と横ばいとなったものの、平成 2（1990）年からは一貫して減少し、平成 27（2015）年は 6,208 人となり、令和 22（2040）年に 4,244 人、令和 42（2060）年に 3,167 人になると推計されている。生産年齢人口は昭和 55（1980）

年に 37,580 人をピークに減少しつづけ、平成 27 (2015) 年は 27,190 人となり、令和 22 (2040) 年に 18,987 人、令和 42 (2060) 年に 13,920 人になると推計されている。老年人口 (65 歳以上) は、昭和 25 (1950) 年に 3,649 人になって以降増加し続け、平成 27 (2015) 年は 15,488 人となり、その後、令和 7 (2025) 年の 16,450 人をピークに減少に転じると見込まれ、令和 22 (2040) 年に 15,564 人、令和 42 (2060) 年に 12,927 人になると推計されている。

自然増減の推移をみると、平成 7 (1995) 年の自然減 16 人になって以降は自然減が続き、令和 2 (2020) 年は自然減 339 人となっている。

合計特殊出生率をみると、昭和 58 (1983) 年～昭和 62 (1987) 年では 1.95 だったが、平成 15 (2003) 年～平成 19 (2007) 年の 1.58 まで大きく減少した。平成 20 (2008) 年～平成 24 (2012) 年以降は緩やかに回復し、平成 25 (2013) 年～平成 29 (2017) 年には 1.66 となっている。

社会増減の推移をみると、昭和 50 (1975) 年の社会減 155 人になって以降は年により増減はあるものの社会減が一貫して続き、令和 2 (2020) 年は社会減 133 人となっている。

このような状況が続くと、地域経済が縮小し、これまでのような民間や行政が提供してきた身近なサービスが受けられなくなり、地域の都市機能が低下するだけでなく、地域活動の担い手が減少して地域コミュニティが衰退し、住み慣れた場所に暮らし続けたくても困難という状態に陥る。

人口減少を逡減させるためには、子育て世代を中心に流入人口を増加させるとともに、合計特殊出生率をさらに高めることが必要である。

これらの課題に対応していくため、「仕事を増やし、安定した雇用を創出する」、「人と人が繋がり、新たな人の流れをつくる」、「子どもを産み育てやすい環境をつくる」、「一人ひとりが輝き、魅力的な地域をつくる」を本計画における基本目標として掲げ、本市に暮らす子ども、若者、子育て世代、働く世代、地域活動の担

い手、高齢者など、一人ひとりが、暮らしやすさを実感でき、魅力を育み、活気あふれる持続可能なまちを目指し、輝きを放つ地方創生を推進することにより、人口減少に歯止めをかける。

- ・基本目標 1 仕事を増やし、安定した雇用を創出する
- ・基本目標 2 人と人が繋がり、新たな人の流れをつくる
- ・基本目標 3 子どもを産み育てやすい環境をつくる
- ・基本目標 4 一人ひとりが輝き、魅力的な地域をつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和7(2025)年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新規進出企業の累計数	0件	5件	基本目標 1
イ	県外からの年間移住者数	232人	300人	基本目標 2
ウ	合計特殊出生率	1.62	1.75	基本目標 3
エ	地区コミュニティセンター事業に参画した地域住民の	58,048人	70,000人	基本目標 4

	人数			
--	----	--	--	--

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

倉吉市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 仕事を増やし、安定した雇用を創出する事業
- イ 人と人が繋がり、新たな人の流れをつくる事業
- ウ 子どもを産み育てやすい環境をつくる事業
- エ 一人ひとりが輝き、魅力的な地域をつくる事業

② 事業の内容

- ア 仕事を増やし、安定した雇用を創出する事業

全ての市民の所得向上と安心で安定した就業に向け、農畜水産業、林業及び商工業の連携や6次産業化などによる地域の特性や地域資源を活かした産業の構築・振興を目指すとともに、AIやIoT等を活用して生産性を向上させ、正規雇用の拡大・賃金引上げを進める。そのために、創業などを促進・支援し、産業の活性化を進め、さらに、地元企業の規模拡大、

基盤強化、事業継承、新事業展開などに対する手厚い支援の実施や、立地条件などに対する適確かつ適時なニーズの把握に努め、戦略的な企業誘致を推進する。また、企業が求める人材を確保するための人材の育成を進めることにより、雇用を創出し、成長と安定を兼ね備えた持続可能な産業振興を図る事業。

【具体的な事業】

- ・ 農業生産基盤の維持・向上事業
- ・ 多様な担い手の育成と確保事業
- ・ 良質な農畜水産物の安定供給と地域ブランドの開発事業
- ・ 企業の経営基盤の強化・安定化支援事業
- ・ 経済環境の変化への対応と生産性の向上事業
- ・ 中心市街地活性化事業
- ・ 創業の促進と事業承継に対する支援事業
- ・ 企業誘致の推進事業 等

イ 人と人が繋がり、新たな人の流れをつくる事業

本市の自然、歴史、伝統、文化、芸術などの地域特性や地域資源の活用、新たな地域特性や地域資源の創出、その二つの融合を促進することにより、魅力と活力にあふれたまちづくりを推進する。また、積極的で戦略的な情報発信をすることなどにより、本市への関心を高め、観光やスポーツなどで訪れる人や移住定住者を増やしていく。さらに、移住定住を希望する人、既に移住定住をしている人に対しての支援を推進するとともに、「くらしよし、くらしよし」の魅力が実感でき、地域住民が相互に支えあい、かつ、健康で住みよい暮らしの実現を目指すことで、人口の増大を図る事業。

【具体的な事業】

- ・ 観光資源を活用した周遊滞在型観光地創造事業
- ・ 国民保養温泉地にふさわしい関金温泉振興事業
- ・ 農村の魅力を引き出した農家民泊推進事業
- ・ 観光客の受入環境整備事業
- ・ 観光情報の発信・誘客事業
- ・ 関係人口の拡大と I J U ターン促進事業
- ・ 出会い・結び合い支援事業 等

ウ 子どもを産み育てやすい環境をつくる事業

出会い、結婚、妊娠、出産、子育てに対して切れ目のない、また、仕事と子育ての両立が可能となる支援を行うとともに、地域住民の皆で愛情をもって子育てをする仕組みや環境づくりを推進することで、誰もが希望をもって、安心して子育てができるまちをつくる。さらに、個性豊かで、互いを思い合い、倉吉を愛し、大切にすること、子どもの育成を図るとともに、倉吉の将来を担い、地域特性や地域資源が次の世代にしっかりと引き継がれているまちをつくる事業。

【具体的な事業】

- ・ 子育て環境を整備する体制づくり事業
- ・ 仕事と家庭、子育ての両立支援事業
- ・ 学校教育の充実と学力向上事業
- ・ 開かれた学校づくりの推進事業
- ・ ふるさと学習推進事業

- ・たくましい体の育成と食育の推進事業 等

エ 一人ひとりが輝き、魅力的な地域をつくる事業

市民の一人ひとりが、命と尊厳を守るために人権を尊重し、誰もが健康的で生き生きとした人生を送れるよう、多様な個人の能力が発揮される共生のまちづくりを推進するとともに、多様な主体が連携しながら地域全体で支え合う地域共生社会を進め、問題を抱える方の早期発見と、適切な支援ができるような仕組みづくりに取り組む。また、健康・医療・介護・福祉に関する体制やサービスを充実させるとともに、地域における防災力の向上を図ることにより、安全で暮らしやすい地域づくりを進め、誰もが安心して地域に住み続け、生き生きと暮らすことができるまちづくりを進める。さらに、「学びの場」を増やし、生涯学習や文化活動を活発化させるとともに、活力ある地域コミュニティを形成させ、市民が郷土に愛着を持ち、文化や芸術が輝くまちづくりを推進する事業。

【具体的な事業】

- ・地域活動への支援事業
- ・まちづくりの担い手の確保・育成事業
- ・文化芸術の振興事業
- ・地域で互いに支え合い、誰もが暮らしやすい地域共生のまちづくり事業
- ・健康づくり推進事業
- ・新型コロナウイルス対策推進事業
- ・人権教育・同和教育の推進事業
- ・男女がともに活躍できる環境づくり事業 等

※なお、詳細は第2期倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000千円（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度11月に産業界、高等教育機関、金融機関、労働団体及び報道機関等で構成する評価会議において効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和8（2026）年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和8（2026）年3月31日まで